特定行為及び特定行為研修の実施と包括同意について（お願い）

当院は、特定行為研修を修了した看護師が特定行為を実施しています。
厚生労働省の「特定行為に係る看護師の研修制度」における研修協力機関として指定を受けています。

特定行為について

特定行為とは、あらかじめ医師が定めた手順書に準じて、特定行為研修を修了した看護師が実施する診療の補助行為です。研修を修了することで高度かつ専門的な知識及び技能を身につけ、医師の判断に匹敵する能力を身につけた看護師だけが実践します。
看護師による特定行為を実施するメリットは、常に患者さんのそばにいる看護師が医療チームの一員として、患者さんの状態に応じ、適切な医療を迅速かつタイムリーに提供することです。また、タスクシフトにより医師の業務負担軽減の一助になります。

注意：特定行為における詳しい内容をお知りになりたい方は、以下ご参照ください。
○厚生労働省　：　特定行為に係る看護師の研修制度
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077114.html

（外部サイトにリンクします）

特定行為研修の実施について

特定行為研修課程の看護師は、医師や特定行為研修を修了した特定看護師ともに実習します。
　対象の患者様には十分な説明を行い、同意をいただいてから実施いたします。指導医師・特定看護師の助言・指導をうけて行い患者様の安全を確保いたします。また、説明に同意をいただいた後でも、いつでも拒否することができ、拒否を理由に治療および看護上の不利益を被ることはございません。
　患者さんの個人情報に関しては、適切に管理いたします。

特定行為および特定行為研修の包括同意について

当院では、この案内をもって特定行為研修を修了した看護師ならびに特定行為研修課程の看護師による特定行為を受けることに同意いただいたと判断させていただきます。

同意できない場合は、担当医もしくは看護師にお申し出ください。同意いただけない場合であっても、患者さんが診療上の不利益を被ることはありませんのでご安心ください。

ご意見、ご相談がある場合には、下記「患者さま相談窓口」をご利用ください。

患者さま相談窓口
河内総合病院 1 階　地域医療連携室
電話　072-966-2281
時間　月曜日～土曜日　午前 9 時　～午後 4 時 30 分

当院で実施している特定行為

特定行為区分の名称	特定行為	特定看護師が実施する行為	研修生が実施する行為
呼吸器（気道確保に係るもの）関連	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整	○	
呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連	侵襲的陽圧換気の設定の変更	○	
	非侵襲的陽圧換気の設定の変更	○	
	人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整	○	
	人工呼吸器からの離脱	○	
呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連	気管カニューレの交換	○	
栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル）関連	中心静脈カテーテルの抜去	○	
創傷管理関連	褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去	○	
	創傷に対する陰圧閉鎖療法	○	
創部ドレーン管理関連	創部ドレーンの抜去	○	
動脈血液ガス分析関連	直接動脈穿刺法による採血	○	
	橈骨動脈ラインの確保	○	
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整	○	○
	脱水症状に対する輸液による補正	○	○

河内友紘会　河内総合病院　病院長